

岩手県告示第 412 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 19 年 5 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
金ヶ沢（2）	遠野市松崎町（別紙図面のとおりに。）	土石流	別紙図面のとおりに。
金ヶ沢（3）	〃	〃	〃
駒木の沢	〃	〃	〃
妻ノ神沢（3）	〃	〃	〃
矢崎の沢（2）	〃	〃	〃
矢崎の沢（3）	〃	〃	〃
沢ノ口の沢（3）	〃	〃	〃
沢ノ口の沢（4）	〃	〃	該当なし。
光興寺の沢	〃	〃	別紙図面のとおりに。
光興寺の沢（2）	〃	〃	〃
光興寺の沢（3）	〃	〃	〃
光興寺の沢（4）	〃	〃	〃
天神の沢	〃	〃	〃
朴の沢	〃	〃	該当なし。

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部砂防災害課及び県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター並びに遠野市役所に備えておいて縦覧に供する。

